



袋井市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井駅前第二地区土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域をもって町を新設することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成26年10月6日

袋井市長 原田 英



1 掛之上を新設する区域

大字高尾、大字高尾字掛ノ上の一部、字原畑の一部、字丸野の全部、字大石の全部、字高畑の全部、大字愛野字栗谷田の一部

地番等は省略し、関係書類は袋井市総務部総務課に備え置く。